

河川砂防技術研究開発公募（SIP 社会実装部門）に関する研究開発
説 明 書
（参加者の有無を確認する公募手続き）

水管理・国土保全局の河川砂防技術研究開発公募（SIP 社会実装部門）において、委託研究における継続案件の参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示に基づく手続については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1. 公示日

令和6年12月13日

2. 契約担当官等

支出負担行為担当官 国土交通省水管理・国土保全局長 藤巻 浩之
東京都千代田区霞が関2-1-3

3. 委託研究の概要

(1) 委託研究の目的

研究開発 Society5.0 との橋渡しプログラム (BRIDGE) 運用指針 (令和4年12月23日ガバニングボード決定) に基づき水管理・国土保全局が提案する SIP 成果の社会実装に係る技術研究開発課題を対象に委託研究を行う。

(2) 委託研究の内容

1) 公募する委託研究については、下記のとおり。

課題名①	「IDR4Mの全国展開の加速化プロジェクト」(北海道・東北ブロック)
背景・現状・課題	<ul style="list-style-type: none">・ 気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、「流域治水」へ転換。・ 流域治水には流域全体の水害リスク情報を活用した避難情報が必要であるが実装されていない・ 実際の避難情報発令等判断に必要な地域の脆弱性等の情報が定量的に整理・活用されていない・ 現状の避難指示等の情報は広域的過ぎて住民の避難行動を促さない事例が多い・ 上記解決のため、流域全体の高精度水害リスク情報を全市町村等に提供することが必要
課題の内容	北海道・東北ブロックの代表河川流域において下記に係る技術研究開発を行う。 <ul style="list-style-type: none">・ SIP第2期で開発された「市町村災害対応統合システムの開発」(IDR4M)

	<p>を、複数の自治体を含む広域的な災害にも適用できるよう、流域一体の避難に関わる災害リスクを生成・提供できるよう改良。</p> <ul style="list-style-type: none"> 改良した IDR4M を活用して流域治水を加速化させるため、実証実験を実施し、広域避難のような相互協力が求められる災害対応の円滑化に資するシステムとして社会実装。 北海道・東北ブロックは他地域と比べ、相対的に降雨量が少なく、IDR4M を適用する機会が限られることから、北海道・東北ブロックの代表河川流域において、被災事例が少ない中でも効率的に運用できる訓練モードの適用性を検討する。 <p>技術開発として、IDR4M のシステム管理機能を強化し、将来的に起こりうる大雨災害や地域が潜在的に抱えるリスクを踏まえた訓練データを効率よく生成・実装する技術を検討する</p>
--	--

課題名②	「IDR4M の全国展開の加速化プロジェクト」(関東・北陸・中部ブロック)
背景・現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、「流域治水」へ転換。 流域治水には流域全体の水害リスク情報を活用した避難情報が必要であるが実装されていない 実際の避難情報発令等判断に必要な地域の脆弱性等の情報が定量的に整理・活用されていない 現状の避難指示等の情報は広域的過ぎて住民の避難行動を促さない事例が多い 上記解決のため、流域全体の高精度水害リスク情報を全市町村等に提供することが必要
課題の内容	<p>関東・北陸・中部ブロックの代表河川流域において下記に係る技術研究開発を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> SIP 第 2 期で開発された「市町村災害対応統合システムの開発」(IDR4M) を、複数の自治体を含む広域的な災害にも適用できるよう、流域一体の避難に関わる災害リスクを生成・提供できるよう改良。 改良した IDR4M を活用して流域治水を加速化させるため、実証実験を実施し、広域避難のような相互協力が求められる災害対応の円滑化に資するシステムとして社会実装。 SIP 第 2 期で開発した IDR4M は単独の市町村向けのシステムであり、大流域での広範な浸水はん濫を想定したシステムとなっていない。関東・北陸・中部ブロックの代表河川流域において、多くの住民が居住する大規模なはん濫域を対象とした適用性を検討する。 技術開発として、関東・北陸・中部の膨大な住民に関するビッグデータ

	<p>を効率よく収集・解析して IDR4M で活用するための仕組みおよびシステムを検討する。</p> <p>広域の流域を同時に評価するための IDR4M の仕組みを開発する。</p>
--	---

課題名③	「IDR4M の全国展開の加速化プロジェクト」(近畿・中国・四国ブロック)
背景・現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、「流域治水」へ転換。 ・ 流域治水には流域全体の水害リスク情報を活用した避難情報が必要であるが実装されていない ・ 実際の避難情報発令等判断に必要な地域の脆弱性等の情報が定量的に整理・活用されていない ・ 現状の避難指示等の情報は広域的過ぎて住民の避難行動を促さない事例が多い ・ 上記解決のため、流域全体の高精度水害リスク情報を全市町村等に提供することが必要
課題の内容	<p>近畿・中国・四国ブロックの代表河川流域において下記に係る技術研究開発を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SIP 第 2 期で開発された「市町村災害対応統合システムの開発」(IDR4M)を、複数の自治体を含む広域的な災害にも適用できるよう、流域一体の避難に関わる災害リスクを生成・提供できるよう改良。 ・ 改良した IDR4M を活用して流域治水を加速化させるため、実証実験を実施し、広域避難のような相互協力が求められる災害対応の円滑化に資するシステムとして社会実装。 ・ 既に独自の防災システムを構築し、運用している市区町村もある。こうした市区町村では既存の防災システムへデータ配信することで IDR4M の全国展開の基盤となることから、近畿・中国・四国ブロックの代表河川流域において、市区町村防災システム向けのデータ配信の適用性を検討する。 <p>技術開発として、既存の市区町村防災システムが IDR4M から配信されるデータを受け取り容易に表示するための API および、IDR4M の一部機能を付加する API の開発を検討する。</p>

課題名④	「IDR4M の全国展開の加速化プロジェクト」(九州・沖縄ブロック)
背景・現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、「流域治水」へ転換。 ・ 流域治水には流域全体の水害リスク情報を活用した避難情報が必要であるが実装されていない

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実際の避難情報発令等判断に必要な地域の脆弱性等の情報が定量的に整理・活用されていない ・ 現状の避難指示等の情報は広域的過ぎて住民の避難行動を促さない事例が多い ・ 上記解決のため、流域全体の高精度水害リスク情報を全市町村等に提供することが必要
課題の内容	<p>九州・沖縄ブロックの代表河川流域において下記に係る技術研究開発を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SIP 第 2 期で開発された「市町村災害対応統合システムの開発」(IDR4M)を、複数の自治体を含む広域的な災害にも適用できるよう、流域一体の避難に関わる災害リスクを生成・提供できるよう改良。 ・ 改良した IDR4M を活用して流域治水を加速化させるため、実証実験を実施し、広域避難のような相互協力が求められる災害対応の円滑化に資するシステムとして社会実装。 ・ 九州・沖縄ブロックの代表河川流域において、事業所等へのデータ配信手法を検討する。 <p>技術開発として、IDR4M で提供するリスク情報・判断支援情報を市区町村だけでなく、それを必要とする民間に向けて適時データ配信する方法を検討する。</p>

課題名⑤	<p>「ダム運用高度化による流域治水能力向上と再生可能エネルギー増強の加速化プロジェクト」</p> <p>(1. アンサンブル予測活用性向上のための予測技術の開発)</p>
背景・現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近年、「流域治水の推進」・「カーボンニュートラルへの貢献」など新たな社会的要請が生じ、これらの要請に応えるために、ダムが有する治水・発電ポテンシャルへの期待が高まっている。 ・ 既存ダムは、限られた容量を最大限活用し、ダム毎に運用ルールを定め、治水、利水、発電の機能を計画的に発現している。ダムを柔軟に運用し、降雨が見込まれない期間は治水容量を利水(発電)に、降雨が見込まれる場合は利水容量を治水に活用することで、治水機能、利水機能(発電機能)の強化が見込まれる。これらの運用を行うには精度の高い降雨予測が必要であり、近年降雨予測の精度、技術の高まりにより、事前放流の取組を推進しているものの、降雨予測の精度が十分とは言えない状況にある。社会的な要請に十分応えるためには、降雨予測の精度向上と降雨予測の不確実性へのリスクを考慮したダム運用が課題である。

課題の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ SIP 第 2 期で開発されたダム運用高度化の基本的な技術を活用し、都道府県管理の多目的ダム（予備放流方式ダムを含む）及び国土交通省以外の省庁所管となる発電ダム（揚水発電を含む）やその他の利水ダムにおいて、降雨の無い時期から後期放流までのダム操作の段階をカテゴライズし、その各操作段階をシームレスに接続する技術へと技術の深化を図る。 ・ ダム種別と放流操作のタイミング別（事前放流から後期放流までをシームレスに接続）にカテゴライズ化した長時間アンサンブル予測技術の開発（他の予測技術の融合等及び上位中位下位予測の最適化）を行う。 ・ ダム種別と放流操作のタイミング別にカテゴライズ化と予測技術を深化させた長時間アンサンブル予測のプロトタイプ運用を行う。 ・ 開発予測技術システム運用とフィードバック、リスクを管理しながら各ダムにおいてポテンシャルを最大限引き出すための活用技術を完成させる。
-------	--

課題名⑥	<p>「ダム運用高度化による流域治水能力向上と再生可能エネルギー増強の加速化プロジェクト」</p> <p>（2. アンサンブル予測活用性向上のための運用マニュアル検討）</p>
背景・現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近年、「流域治水の推進」・「カーボンニュートラルへの貢献」など新たな社会的要請が生じ、これらの要請に応えるために、ダムが有する治水・発電ポテンシャルへの期待が高まっている。 ・ 既存ダムは、限られた容量を最大限活用し、ダム毎に運用ルールを定め、治水、利水、発電の機能を計画的に発現している。ダムを柔軟に運用し、降雨が見込まれない期間は治水容量を利水（発電）に、降雨が見込まれる場合は利水容量を治水に活用することで、治水機能、利水機能（発電機能）の強化が見込まれる。これらの運用を行うには精度の高い降雨予測が必要であり、近年降雨予測の精度、技術の高まりにより、事前放流の取組を推進しているものの、降雨予測の精度が十分とは言えない状況にある。社会的な要請に十分応えるためには、降雨予測の精度向上と降雨予測の不確実性へのリスクを考慮したダム運用が課題である。
課題の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ SIP 第 2 期で開発されたダム運用高度化の基本的な技術を活用し、都道府県管理の多目的ダム（予備放流方式ダムを含む）及び国土交通省以外の省庁所管となる発電ダム（揚水発電を含む）やその他の利水ダムにおいて、予測技術の試行運用を行うためのマニュアルを検討する。 ・ SIP 第 2 期で試行を開始したダム群等へのダムタイプ毎の試行運用マニュアルの検討を行う。 ・ システム改良フィードバック、ダムタイプ毎の運用マニュアル策定、SIP 第 2 期で対象としなかったダム群への試行運用マニュアルの検討を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> ダムタイプ毎・放流操作のタイミング別の運用マニュアルを検討しダムタイプ別の適用プロセス標準化と活用手法を策定する。
--	---

課題名⑦	<p>「ダム運用高度化による流域治水能力向上と再生可能エネルギー増強の加速化プロジェクト」</p> <p>(3. SIP 第2期で試行を開始したダム群のルール策定と検証とフィードバック)</p>
背景・現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> 近年、「流域治水の推進」・「カーボンニュートラルへの貢献」など新たな社会的要請が生じ、これらの要請に応えるために、ダムが有する治水・発電ポテンシャルへの期待が高まっている。 既存ダムは、限られた容量を最大限活用し、ダム毎に運用ルールを定め、治水、利水、発電の機能を計画的に発現している。ダムを柔軟に運用し、降雨が見込まれない期間は治水容量を利水(発電)に、降雨が見込まれる場合は利水容量を治水に活用することで、治水機能、利水機能(発電機能)の強化が見込まれる。これらの運用を行うには精度の高い降雨予測が必要であり、近年降雨予測の精度、技術の高まりにより、事前放流の取組を推進しているものの、降雨予測の精度が十分とは言えない状況にある。社会的な要請に十分応えるためには、降雨予測の精度向上と降雨予測の不確実性へのリスクを考慮したダム運用が課題である。
課題の内容	<ul style="list-style-type: none"> SIP 第2期で開発ダム運用高度化の基本的な技術を活用し、都道府県管理の多目的ダム(予備放流方式ダムを含む)など様々なタイプのダムの実際の管理において、長時間アンサンブル予測を用いたダム操作が実現できるよう実際に発生した洪水におけるダム操作の検証とフィードバックを行い、ダム操作ガイドライン案(操作規則、細則、運用要領等)の検討・開発を行う。 試行運用の対象ダム(水機構多目的ダム、電力ダム等)におけるR4実洪水等実際に発生した洪水におけるダム操作の検証を行うとともに、試行運用のためのダム操作ガイドライン(案)の作成を行う。 試行運用の対象ダム(水機構多目的ダム、電力ダム等)におけるR5実洪水も加えさらにダム操作の検証を重ねるとともに、試行運用の対象ダムにおけるダム操作ガイドライン(案)に基づく操作規則・細則の検討を行う。 試行運用の対象ダム(水機構多目的ダム、電力ダム等)におけるR6実洪水も加えさらにダム操作の検証を重ねるとともに、本格運用のためのダム操作ガイドラインの策定、試行運用対象ダムの操作規則・細則の案を策定する。

課題名⑧	<p>「ダム運用高度化による流域治水能力向上と再生可能エネルギー増強の加速化プロジェクト」</p> <p>(4. SIP 第2期で対象としなかったダム群への展開)</p>
背景・現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近年、「流域治水の推進」・「カーボンニュートラルへの貢献」など新たな社会的要請が生じ、これらの要請に応えるために、ダムが有する治水・発電ポテンシャルへの期待が高まっている。 ・ 既存ダムは、限られた容量を最大限活用し、ダム毎に運用ルールを定め、治水、利水、発電の機能を計画的に発現している。ダムを柔軟に運用し、降雨が見込まれない期間は治水容量を利水（発電）に、降雨が見込まれる場合は利水容量を治水に活用することで、治水機能、利水機能（発電機能）の強化が見込まれる。これらの運用を行うには精度の高い降雨予測が必要であり、近年降雨予測の精度、技術の高まりにより、事前放流の取組を推進しているものの、降雨予測の精度が十分とは言えない状況にある。社会的な要請に十分応えるためには、降雨予測の精度向上と降雨予測の不確実性へのリスクを考慮したダム運用が課題である。
課題の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県管理の多目的ダム（予備放流方式ダムを含む）、発電ダム（揚水発電を含む）、大規模水道ダムなど、SIP 第2期で対象としなかったダム群において、アンサンブル予測技術の展開を図り実際に発生した洪水でのダム操作の検証を行うとともに、試行運用のためのダム操作ガイドライン（案）を作成する。 ・ 都道府県管理の多目的ダム、発電ダム、大規模水道ダムなどへの適用ルールの基本策定を行うとともに、数値シミュレーションでメリットとリスクを検証する。 ・ 都道府県管理の多目的ダム、発電ダム、大規模水道ダムなどにおける R5 実洪水等実際に発生した洪水でのダム操作の検証を行うとともに、試行運用のためのダム操作ガイドライン（案）を作成する。 ・ 都道府県管理の多目的ダム、発電ダム、大規模水道ダムなどにおける R6 実洪水等実際に発生した洪水でのダム操作の検証を重ねるとともに、試行運用の対象ダムにおけるダム操作ガイドラインに基づく操作規則・細則案の検討・策定及び、本格運用のためのダム操作ガイドラインの策定を行う。

2) 過年度研究の閲覧

本委託研究では、過年度の研究成果を踏まえ実施するものであり、過年度の研究内容は以下の通りである。新たに本研究を受託しようとする者は、過年度の報告書を活用し、過年度の研究成果を除いた全研究期間にわたる研究目標が達成できる研究計画を提案しなければならない。

なお、過年度の報告書については3(6)にて閲覧することができる。

【過年度の研究成果】

- ①令和5年度「IDR4Mの全国展開の加速化プロジェクト」(北海道・東北ブロック)報告書
- ②令和5年度「IDR4Mの全国展開の加速化プロジェクト」(関東・北陸・中部ブロック)報告書
- ③令和5年度「IDR4Mの全国展開の加速化プロジェクト」(近畿・中国・四国ブロック)報告書
- ④令和5年度「IDR4Mの全国展開の加速化プロジェクト」(九州・沖縄ブロック)報告書
- ⑤令和5年度「ダム運用高度化による流域治水能力向上と再生可能エネルギー増強の加速化プロジェクト」(1. アンサンブル予測活用性向上のための予測技術の開発)報告書
- ⑥令和5年度「ダム運用高度化による流域治水能力向上と再生可能エネルギー増強の加速化プロジェクト」(2. アンサンブル予測活用性向上のための運用マニュアル検討)報告書
- ⑦令和5年度「ダム運用高度化による流域治水能力向上と再生可能エネルギー増強の加速化プロジェクト」(3. SIP第2期で試行を開始したダム群のルールの策定と検証とフィードバック)報告書
- ⑧令和5年度「ダム運用高度化による流域治水能力向上と再生可能エネルギー増強の加速化プロジェクト」(4. SIP第2期で対象としなかったダム群への展開)報告書

(3) 委託研究実施上の条件

①委託研究の実施について

研究受託者は、本委託研究の進行を適切に管理するものとする。

②委託研究の打合せについて

本委託研究を遂行するにあたって、国土交通省水管理・国土保全局が任命しているプログラムディレクター(PD)と研究受託者による打合せを適宜開催し、委託研究の進捗等について確認するものとする。打合せで使用する言語は日本語とする。なお、打合せには研究代表者が立ち会うものとする。

(4) 委託研究の期間

委託研究期間として、以下を予定している。

契約の翌日(令和7年4月1日以降) ~ 令和8年3月13日

なお、本委託研究は、研究全体期間として、令和5年度~令和7年度で設定しており、年度毎に契約を行う。翌年度以降の契約については、BRIDGE評価委員会および河川技術評価委員会の意見を踏まえた上で、継続実施が妥当であるとみなされた場合に行う。この場合の契約手続きは他の参加者の有無を確認する公募手続きにより行うことを原則とする。

(5) 成果の帰属等について

受託者が確認書により、国が公共の利益のために特に必要であるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する等の条件を遵守することを、契約締結日に委託者に届け出た場合は、当該委託研究に係る知的財産権は受託者が所有するものとする。

ただし、受託者が上記書面を提出しない場合、委託者が受託者から無償で当該知的財産権を譲り受けるものとする。

(6) 担当部局

〒100 - 8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3

国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課河川情報企画室

河川情報係長 河内 義範

電話 03-5253-8446

電子メール hqt-kasenkoubo@gxb.mlit.go.jp

4. 参加意思確認書の提出者に要求される資格要件

本公募において、応募資格があるのは、以下の①～③のいずれかの機関に所属する研究者又は以下の①～③のいずれかの機関に所属する研究者からなる共同研究体とする。

- ①学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学又は同附属試験研究機関やその他の公的研究開発機関
- ②研究を主な事業目的としている、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
- ③日本に登記されている民間企業等（※1）

なお、技術研究開発の実施にあたっては、研究代表者の所属する機関、又は共同研究体と国土交通省との間で契約を締結することとする。研究者は提示する契約書（案）に合意するとともに、必要とする手続き等を速やかにかつ適切に遂行できる体制を有していることが必要となる。

※1 「③日本に登記されている民間企業等」は、以下の基準を満たすことを条件とする。

- 1) 民法、商法その他法律により設立された法人であること。
(定款及び財務諸表を添付すること)
- 2) 応募した技術研究開発を実施する能力を有する機関であること。
また、日本国内に本申請に係る主たる技術研究開発のための拠点を有すること。
(応募した技術研究開発を自ら実施できる能力を有する機関であることを証明する資料を記載・添付等すること。(例) 研究開発施設や事務所の所在地、研究施設の概要、近年の学会等研究開発活動に関する報告書等)
- 3) 研究費の機関経理に相応しい仕組みを備えていること。

5. 参加意思確認書の作成及び記載上の留意事項

参加意思確認書の様式は、別添－１（様式－１～２、A４判）に示されるとおりとする。なお、使用する言語は日本語、用紙の規格はA４縦使い、文字サイズは10.5ポイントを基本とする。

6. 参加意思確認書の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法：

原則電子メールによること。ただし、電子メールで提出できない場合は、持参、郵送（書留郵便に限る。）のうちのいずれかの方法によること。なお、全ての場合において参加意思確認書提出の着信を電話等により確認すること。また、電子メールで提出する場合は以下の形式等によること。これ以外での提出は無効とする。

- ・ 使用可能なソフトは以下のとおりとする。

Microsoft Word 2016、Adobe Acrobat DC のいずれかにて閲覧が可能な形式

- ・ ファイル総量は10メガバイト以内とすること。

(2) 提出先：3(6)に同じ

(3) 提出期限：令和6年12月27日（金）12時まで

7. 説明書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問は、文書（書式自由、ただし規格はA４判）で、原則電子メールにより行うものとする。ただし、電子メールで質問ができない場合は持参、郵送のうちのいずれかの方法により書面で行うものとする。なお、全ての場合において質問の着信を電話等により下記まで確認すること。また、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

① 質問の受付場所：3(6)に同じ。

② 質問の受付期間：令和6年12月13日（金）から令和6年12月26日（木）17時まで
ただし、持参する場合は、「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年法律第91号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く上記期間の毎日、10時から17時までとする。

(2) 質問に対する回答は、質問者及び、質問者以外の全ての参加者に対して原則電子メールにより送付する。

(3) 質問に対する回答は、質問の受理期限の最終日から5日間以内を最終期限として行う。

8. 研究計画の提出者を選定するための基準

研究計画を要請する者には、書面（確認審査結果通知書）をもって通知する。確認審査結果通知の日は令和7年1月15日（水）を予定する。

9. 研究計画を要請しないこととした理由に関する事項

(1) 参加意思確認書を提出した者のうち、研究計画を要請しないこととした者に対しては、研究計画を要請しなかった旨とその理由について、書面（確認審査結果通知書）をもって国

土交通省水管理・国土保全局長から通知する。

- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、国土交通省水管理・国土保全局長に対して研究計画を要請しないこととした理由について書面（様式は自由）にて説明を求めることができる。ただし、書面の提出方法は原則電子メールによること。電子メールで説明を求めることができない場合は持参、郵送（書留郵便に限る。）のうちのいずれかの方法によること。なお、全ての場合において書面の着信を電話等により下記まで確認すること。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により行う。
- (4) 研究計画を要請しないこととした理由の説明要求の受付場所及び受付時間は以下の通りである。
 - ① 受付場所：3(6)に同じ
 - ② 受付時間：10時～17時まで。

10. 研究計画書の作成等

(1) 基本事項

研究計画書の作成は、参加意思確認書を提出した者のうち、研究計画を要請する者に別途通知する。研究計画書の様式等についても併せて通知する。

(2) 委託研究規模の目安

本委託研究の規模は、令和7年度は各研究60百万円程度（各研究の期間全体（令和5年度～令和7年度）で180百万円程度）を想定している。

(3) 既存資料の閲覧

研究計画の作成に当たり、以下の資料を閲覧することができる。ただし、報告書のうち、過年度の受託者との契約により一部閲覧することができない箇所がある。なお、閲覧を希望する場合には上記3(6)の担当部局まで事前に連絡すること。

- ① 報告書名：上記3(2)のとおり
- ② 閲覧場所：国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課内
- ③ 閲覧期間：研究計画書の提出期限の前日までの休日を除く毎日10時から17時まで

11. 研究計画の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法：

原則電子メールによること。ただし、電子メールで提出できない場合は、持参、郵送（書留郵便に限る）のうちいずれかの方法によること。なお、全ての場合において研究計画書の着信を電話等により確認すること。また、電子メールで提出する場合には以下の形式等によること。これ以外での提出は無効とする。

- ・ 使用可能なソフトは以下のとおりとする。
Microsoft Word 2016、Adobe Acrobat DCのいずれかにて閲覧が可能な形式。
- ・ ファイル総量は10メガバイト以内とすること。

- (2) 提出先：3(6)に同じ
- (3) 提出期限：令和7年1月31日(金)12時

12. 研究計画に関する選定審査

- (1) 研究計画について、河川技術評価委員会において審査を行い、本委託研究の研究計画を選定する。
- (2) 研究計画の内容についての評価項目、判断基準については、研究計画の作成通知に併せて通知する。
- (3) 研究計画が選定された者に対しては、書面（選定通知書）により通知する。

13. 非選定理由に関する事項

- (1) 提出した研究計画が選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により、国土交通省水管理・国土保全局長から通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした翌日から起算して7日（休日は含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、国土交通省水管理・国土保全局長に対し、非選定理由について説明を求めることができる。ただし、書面を持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メール（全ての場合において着信を確認してください。）によること。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。
- (4) 非選定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
 - ① 受付場所：3(6)に同じ
 - ② 受付時間：10時～17時まで

14. その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨（円）、単位は日本の標準時および測量法によるものとする。
- (2) 参加意思確認書及び研究計画の作成、提出等に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 参加意思確認書及び研究計画に虚偽の記載をした場合には、参加意思確認書及び研究計画を無効とする。
- (4) 提出された参加意思確認書および研究計画書は返却しない。なお、提出された書類は、提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (5) 参加意思確認書及び研究計画の提出後において、原則として参加意思確認書及び研究計画に記載された内容の変更を認めない。また、参加意思確認書及び研究計画に記載した予定研究者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由による場合に限り変更できるものとするが、同等以上の研究者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (6) 委託契約の締結を行う際には、事前に共同研究体協定書を締結し、提出すること。

(7) 委託研究における研究資金の適正な執行について

研究資金（他府省の競争的資金等含む）の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、国土交通省は、以下の措置を講じることができることとする。

- ・不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部を他の研究資金配分機関に情報提供する場合があります、不合理な重複及び過度の集中があった場合には採択しないことがある。
- ・応募書類に記載されている研究資金の応募・受け入れ状況について事実と異なる記載があった場合は、研究テーマの不採択、採択取消し又は減額配分をすることがある。

(8) 不正使用及び不正受給への対応

研究者の所属する機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）（平成27年6月2日改正）（以下、「ガイドライン」という。）」（国土交通省のホームページ（<https://www.mlit.go.jp/common/001091878.pdf>）参照）の第1節から第6節に準じて、費用の不正使用等の防止等を図るための取組を実施する必要がある。

また、国土交通省は、本公募に係る費用について、不正な使用及び不正な受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善管注意義務を怠った研究者に対して、ガイドラインの第8節④に準じて、事案に応じて、国土交通省所管の研究資金への応募申請の制限、研究資金配分機関への不正の概要の提供等の措置ができることとする。

所属機関において「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえ、利益相反・責務相反に関する規定の整備が重要である。所属機関としての規定の整備状況を確認するなど必要に応じて所属機関に照会することがある。

(9) 研究活動における不正行為への対応

研究者の所属する機関は、「研究活動における不正行為への対応指針（平成27年6月2日改正）（以下「指針」という。）」（国土交通省のホームページ（<https://www.mlit.go.jp/common/001091876.pdf>）参照）の第4章から第5章に準じて、不正行為（捏造、改ざん及び盗用）を未然に防止するための取り組みを実施する必要がある。

また、国土交通省は、本公募に係る費用について、不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、不正行為があったと認定された研究の不正行為に関与したと認定された者や、不正行為に関与したとまでは認定されていないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者としてされた当該論文等の著者に対して、指針の第6章6.（4）に準じて、事案ごとに、費用の配分停止、申請の不採択、国土交通省所管の研究資金への応募申請の制限、研究資金配分機関への不正の概要の提供等の措置ができることとする。

(10) その他

委託契約機関に別途、研究不正に関する規程が存在する場合はその規程に従うこと。